

ほんま、 おおきに!!

～ひろげようこころの輪～

障がい理解ハンドブック

令和3年3月
大阪府

障がい者への配慮のあるまちは
すべての人にとって暮らしやすいまちといえます
障がいを理由とする差別のない
共に生きる大阪の社会をめざして

目 次

はじめに	1
1 障がいのある人への配慮など	2
2 視覚障がいについて	6
3 聴覚・言語障がいについて	8
4 盲ろう者について	10
5 肢体不自由について	12
6 内部障がいについて	14
7 知的障がいについて	16
8 精神障がいについて	17
9 発達障がいについて	18
10 重症心身障がいについて	20
11 高次脳機能障がいについて	22
12 失語症について	23
13 てんかんについて	24
14 難病について	25
障害者差別解消法・大阪府障がい者差別解消条例・ 大阪府障がい者差別解消ガイドライン	26
関係機関・団体	27
相談機関	29

※大阪府においては、「障害」の「害」についてひらがな表記していますが、
下記については「障害」と表記しています。

- ・ 法令、条例、規則等の例規文書
- ・ 団体名などの固有名詞
- ・ 他の文書や法令等を引用する場合 等

はじめに

- 各種の障がい者福祉施策が進展する一方、障がいや障がいのある人に対する理解不足などから、障がいがあることを理由に不利益な扱いをされるなど、様々な場面で暮らしにくさを感じている人も少なくありません。
- 障がいは多種多様で、障がいの現れ方も一律ではありません。外見からはわからない障がいのために、理解されず苦しんでいる人もいます。
- 様々な場面において、周囲の理解や配慮があることで、それぞれの人が持つ能力を発揮して、できることもたくさんあります。
- 障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う「共生社会」を実現するためには、障がいや障がいのある人を正しく理解し、必要な配慮を考えていくことが大切です。
- また、ハンドブックは障がい理解のために、一部の事例を記載しています。一人ひとり、必要となる配慮は異なりますので、まずは、困っている人がいれば、声をかけ、必要となる配慮を確認する姿勢が大切です。
- このハンドブックにより、皆さんが、障がいや障がいのある人について知り、必要な配慮を考えるきっかけになれば幸いです。

ほんま、おおきに!!

- 「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけたりすることから、温かい社会づくりは始まります。
- 困っているときに、誰かに声をかけてもらえると、うれしい気持ちになります。
- 誰か困っている人のお手伝いをして、『ありがとう』と言われると、うれしい気持ちになります。
- 一方で、困っている状況は一人ひとり異なりますので、「何が 필요한のか、何をすればいいのかわからない」と悩むこともあります。
- 障がいのある人もない人も、お互いに理解して支え合うためには、家庭や学校・職場、さらには街中での、人と人とのふれあいが大切です。
- 『ほんま、おおきに!! (ありがとう)』でつながる、温かい社会をめざして。

1 障がいのある人への配慮など

暮らしのなかでできること

駅のホーム・道路など

視覚障がいのある人は、方向がわからずに、駅のホームから線路へ転落してしまう、道路では車道へ出てしまうなどのおそれがあります。

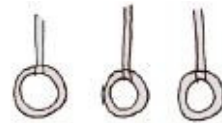
通行しやすくするとともに、周りの様子がわからなくて困っている人や危険な状況を見かけた時には声をかけて、必要となる配慮をしましょう。



音声アナウンスなど

聴覚障がいのある人は、駅の構内、電車やバスの車内、デパートやスーパーなど様々な場所における音声アナウンスが聞き取れません。

電光掲示板などのある場所を示したり、筆談で情報を知らせたりするようにしましょう。

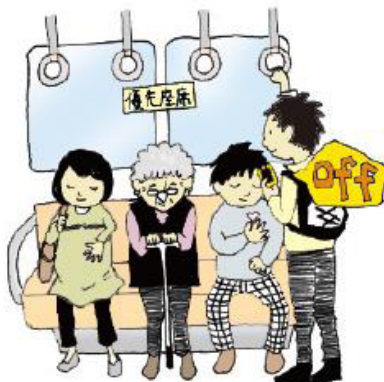


公共交通機関の座席など

視覚障がい、肢体不自由、内部障がいのある人など、必要とされる人には、なるべく座席をゆずりましょう。

優先座席付近では、心臓ペースメーカーを使用している心臓機能障がいのある人がいる可能性が高いため、電波による誤作動を防止するため、混雑時には、携帯電話の電源を切るなどの配慮をしましょう。

また、車いすを使用している人が乗車してきたら、車いすスペースを利用できるように配慮しましょう。



出入口やエレベーターなど

視覚障がいや肢体不自由のある人が通行しやすいように、すすんでお店などの出入口の扉を開閉するようにしましょう。

また、扉にぶつかったり、挟まったりしないように声かけしながら、相手のペースにあわせて、ゆっくりと開閉しましょう。

エレベーターでは、必要な人が利用しやすいようにゆずりあい、目的のフロアを確認して案内するなどの配慮をしましょう。



トイレでは

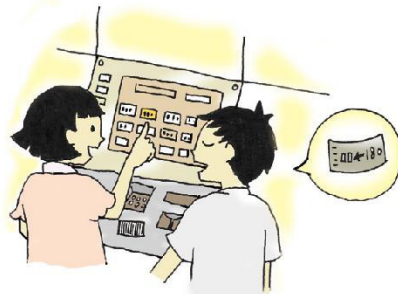
視覚障がいのある人をトイレに案内するときは、入口までではなく、個室まで案内して様子（「和式か洋式か」「便器の向き」「トイレトペーパーの位置」「水洗ボタンの位置」「個室の鍵の位置や形状」など）を確認してもらいましょう。異性の場合は近くの同性に協力を求めましょう。

また、車いすの人やオストメイト（人工肛門・人工ぼうこうを使用している人）に対応できる機器や広めのスペースが確保されたトイレがあります。必要な人が利用できるように配慮しましょう。



自動販売機・自動券売機など

視覚障がいや肢体不自由のある人は、細かいスイッチやボタンを押すことや必要なものを選択することに手助けが必要な場合があります。



スーパー・図書館など

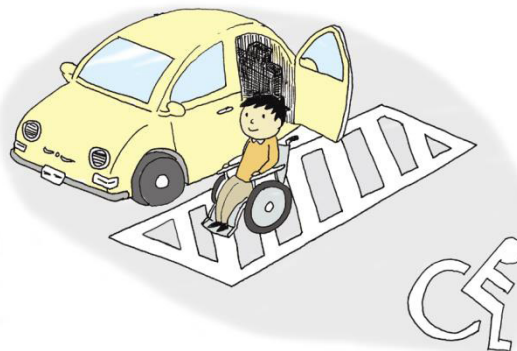
車いすの人などの場合は、棚などの高い場所にあるものをとったり、床に落ちたものを拾ったりすることが困難です。手が届きにくそうなものは、代わりにとるなどの配慮をしましょう。

また、視覚障がいのある人が物を落とした場合には、声をかけて渡しましょう。



駐車場では

多くの駐車場には、通常よりも幅の広い「障がい者等用駐車区画」が設けられています。この区画は、車いすの人や、歩行困難な人などの乗降に必要な幅を確保した駐車場スペースです。必要のない人は利用しないようにしましょう。



コミュニケーションにおいてできること

相手の話をよく聞く

まず、相手の話をよく聞こうとする姿勢が大切です。相手が話しやすいと思えるような環境を整えるように心がけましょう。

また、障がいによっては発語が難しく聞き取りにくい場合もありますが、わかったふりをせずに、きちんと内容を確認しましょう。



相手が話しやすいように

障がいに応じて、相手に合わせた視点（位置）で話すことが基本です。

例えば、車いすの人と話すときは、腰をかがめて、相手の目線で話すようにしましょう。



具体的に伝える

視覚障がいのある人に位置を伝えるときは、「あちら」「こちら」などの指示語は使わず、「テーブルの手前側（向こう側）」「30センチ右」など、本人から見た具体的な方向や距離を伝えましょう。

また、テーブルの上にある物の位置を時計に見立てて、手前側を「6時」、向こう側を「12時」と説明することもあります。

本人のわかりやすい方法（表現）で、説明するようにしましょう。

理解しやすい方法でゆっくりと

障がいによっては、複雑な内容や抽象的な表現などの理解が難しい人もいます。焦らずに、相手が理解しやすい方法でゆっくりと伝えるようにしましょう。

手話や筆談によるコミュニケーション、言葉に加えて絵カードや写真などを示すことで理解しやすいなど、それぞれの障がい特性に応じたコミュニケーション方法があります。

相手を子ども扱いしたり、命令口調でこちらの主張や提案を押しついたりしないようにしましょう。



障がいのある人にかかわるしるし

■ 障がい者のための国際シンボルマーク

車いすを利用する人だけでなく、障がいのあるすべての人を対象として、障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。



■ 視覚障がいのある人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で制定された盲人のための世界共通マークです。視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

■ 耳マーク

聞こえが不自由なことを表すマークです。聴覚障がいのある人は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。



■ 補助犬マーク

身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬法により、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。

■ オストメイトマーク

人工肛門・人工ぼうこうを造設している人（オストメイト）のための設備があることを示すマークです。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



■ ハート・プラスマーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある人は外見からはわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

■ 身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。



■ 聴覚障がい者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

■ ヘルプマーク

外見からはわからない援助や配慮を必要としている人のためのマークです。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



このページに掲載した他にも様々なマーク・標識があります。

2 視覚障がいについて

視覚障がいには、全く見えない状態（全盲）と見えづらい状態（弱視）があります。見えづらい場合には、細部がよくわからない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い、特定の色がわかりにくいなどの症状があります。文字を読むことができても、歩いているときに物などにぶつかったり、つまずいたりする人や、一方で、歩いているときに物などを避けることができても、文字は読めない人もいます。

障がいを発症した時期や状態によって、見え方やその範囲も様々で、支援を要する程度など、個人差があります。

こんなことに困っています

- 慣れていない場所で、周囲の状況がわからないときは、不安な場合もあります。
- 慣れている場所でも工事中や交通アクセスの乱れなど環境の変化によっては、説明がないと、周りの状況がどうなっているのかわかりません。
- 音声や手で触れることなどにより、情報を得ています。視覚障がいのすべての人が点字を読めるとは限りません。
- 視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の上に、立ち止まられたり、物や自転車などが置かれたりすると困ります。

こんな配慮をお願いします

- 困っている様子のときは、突然、体に触れずに、できるだけ前方から「何かお手伝いすることはありますか？」などの声かけをして、どのような手助けが必要か確認しましょう。
- 物の位置などを伝えるときは、「こちら、あちら、あれ、それ」などの指示語ではなく、「30センチ右」など具体的に説明しましょう。
- 物を選ぶことが難しい場合がありますが、物の大きさや形、用途などをできるだけ具体的に確認するとともに、本人の手で触って確認してもらいましょう。
- 通路などには通行の妨げとなる物を置かないようにしましょう。
- 特に、視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）上に自転車を止めたり、物を置いたりしないようにしましょう。

もっと詳しく!!

■ 白杖について

白杖は、視覚障がいのある人が歩くときに使う用具です。地面に杖の先端を触れさせながら歩くことで、物や段差、路面の変化を知らせるだけでなく、周囲の人に視覚障がいのある人であることを知らせます。

■ 盲導犬について

盲導犬は、視覚障がいのある人の先導役として、障がいのある人の危険を察知するなどの重要な役割を担います。信号の認識や目的地までの道案内をすることはできず、利用者の指示により先導するため、利用者が困っているような様子を見かけたときには声をかけてください。

また、盲導犬は、公共の施設や交通機関、デパートや飲食店などの施設にも入ることができます。むやみに、触る、声をかける、見つめる、食べ物を与えるなどはしないでください。

■ 視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）について

視覚障がいのある人にとって、行き先を誘導してくれる重要な道しるべです。自転車や看板などを置くと大変危険です。進行方向を示す誘導ブロック（線状ブロック）と、危険箇所や誘導対象施設等の位置を示す警告ブロック（点状ブロック）があります。

■ 誘導ブロック



■ 警告ブロック



● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会

3 聴覚・言語障がいについて

聴覚障がいは、全く聞こえない状態（ろう）と聞こえにくい状態（難聴）があります。また、事故や病気により聞こえなくなる中途失聴の人もいます。聞こえ方は様々ですが、外見だけでは判断しづらいため、周囲に気づいてもらえないことが多くあります。

言語障がいは、大きく二つに分けられます。一つは失語症や言語発達障がいなど、言葉を理解することや適切な表現が困難な言語機能の障がい、もう一つは、口腔器官の障がいや吃音症など、発音や発声が困難な音声機能の障がいがあります。

また、聴覚障がいと言語障がい重複する重複障がいの人もいます。

コミュニケーション方法

- 筆 談……………互いに文字を書く方法です。ただし、筆談ができない人もいます。
- 口 話……………相手の口の動きを読み取る方法です。
- 手 話……………手指や表情で表す視覚言語です。
- 要約筆記……………音声言語で話されている内容を要約し、その場で要約筆記者が文字で表し伝えます。パソコンによる方法と手書きによる方法があります。
- 代用発声……………声帯の代わりに食道部を振動させて発声する方法、電動式人工咽喉を首にあてて声にする方法、笛式人工喉頭により発声する方法があります。

こんなことに困っています

- 外見ではわかりにくい障がいのため、周囲に気づいてもらえないことがあります。
- 音による情報が入ってこないため、周囲の状況が理解できない場合があります。
- 耳が聞こえづらいため、複数人の会話が困難です。
- 自分から話しかけることができないので、気づいてもらえないことがあります。

こんな配慮をお願いします

- 声をかけるときは、しっかりと顔を見て、ゆっくりと声をかけるようにしましょう。
- 人工内耳や補聴器を装着している場合でも、にぎやかな場所や大勢の人が同時に話している場所では、ほとんどの場合、聞き取りづらくなります。状況を伝えるなどして、本人が会話に入りやすいようにしましょう。
- 音の情報が入りにくく、周りの状況を知ることができないため、緊急時など困っている状況を見かけたら、手話や身振りで話しかけてみるか、筆談などで状況を伝えるようにしましょう。
- 言語障がいのある人の言葉が聞き取りにくいときには、わかったふりをせずに、きちんと内容を確認しましょう。

もっと詳しく!!

■ 耳マーク



聴覚障がいのある人が、耳マークを身に付けている場合、聞こえが不自由なことを表し、筆談などのコミュニケーションの配慮を求めています。一方で、医療機関や公共機関の窓口で耳マークが提示されている場合は、「聴覚障がいのある人に必要な支援をします」ということを表します。

■ 手話マーク、筆談マーク



音声に代わる視覚的な手段でのコミュニケーション方法である、手話や筆談で対応できることを表すマークです。

役所、公共及び民間施設・公共交通機関の窓口等への掲示や、聴覚に障がいのある人自身がコミュニケーションの配慮を求めるときなどに掲示されます。

■ 要約筆記のシンボルマーク



要約筆記のシンボルマークは、「要約筆記」という文字による通訳を社会一般に認知してもらい、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションに配慮を求めていくためのシンボルです。

● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

公益社団法人 大阪聴力障害者協会

特定非営利活動法人 大阪府中途失聴・難聴者協会

公益財団法人 阪喉会

4 盲ろう者について

盲ろう者は、視覚と聴覚の両方に障がいのある状態をいいます。盲ろう者は大きくは次の4つに分けられます。

- 全盲ろう……全く見えず、全く聞こえない状態
- 盲難聴……全く見えず、少し聞こえる状態
- 弱視ろう……少し見えて、全く聞こえない状態
- 弱視難聴……少し見えて、少し聞こえる状態

また、盲ろうになる経緯も様々で、大きく次の4つに分けられます。

- 視覚障がいがあり、のちに聴覚障がいを発症したもの
- 聴覚障がいがあり、のちに視覚障がいを発症したもの
- 先天的、あるいは乳幼児期に視覚と聴覚の障がいを発症したもの
- 成人期以後に視覚と聴覚の障がいを発症したもの

コミュニケーション方法

視覚障がい・聴覚障がいの状態や発症時期によって、コミュニケーションの方法は一人ひとり異なりますが、下記のような方法があります。

- 手のひら書き……手のひらに指先などで文字を書き伝えます。
- 触手話……相手の行う手話に触れて手話の形で読み取ります。
- 接近手話……弱視や視野狭窄のろう者に対して、見えやすい位置や範囲で手話により伝えます。
- 指点字……6本の指を点字の6点に見立てて、盲ろう者の指を直接たたいて点字を表します。
- 筆記……視覚の活用が可能な人に対して、会話や状況等を筆記して伝えます。文字の大きさ・間隔など、見え方に合わせた配慮をします。
- 音声……聴覚の活用が可能な人に対して、声の大きさ、抑揚、速さ、音の高さなど、聞こえ方に合わせた配慮をします。

こんなことに困っています

- 情報入手・コミュニケーション・移動などの様々な場面で大きな困難が生じます。
- 自分の力だけで、情報を得たり、人と会話したり、外出・移動することが困難です。
- 生活環境や視覚障がいと聴覚障がいの程度、障がいの発症時期により、コミュニケーションの方法が一人ひとり異なります。
- 災害などの突発的な状況や支援者のいない場合に、自分が置かれている状況を判断し、自力で避難するといった対応をとることが困難です。
- 周りに人がいるのかどうか、わからないこともあるため、自分から周りの人に状況を尋ねることも難しいです。

こんな配慮をお願いします

- 肩にそっと手を触れてから、自分の名前を伝えて、話しかけてみましょう。
- コミュニケーション方法は人によって異なるため、様々な方法を試して、その人にあった方法を見つけましょう。
- コミュニケーションにおいては、会話の内容だけではなく、周りの状況なども伝えることが大切です。
- 盲ろう者が一人で困っている様子や支援が必要な状況を見かけた場合、本人を安全な場所に誘導する、支援者につなぐなど適切な配慮をしましょう。

● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

NPO法人 大阪盲ろう者友の会

NPO法人 ヘレンケラー自立支援センターすまいる

5 肢体不自由について

肢体不自由とは、四肢（手や足）、体幹の一部または全部に障がいがあることをいいます。

症状や原因も様々で、先天性（生まれたときから）の疾病によるもの、事故などによる手足の損傷、あるいは脳や脊髄等の神経に損傷を受けてなるもの、関節等の変形からなるものなどがあります。脳に損傷を受けた場合には、身体のみひや機能障がいに加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さなどを伴うこともあります。

障がいの部位や程度により、日常生活動作に支障のない程度から、移動に際して杖や車いす、義足などを必要とする程度、日常の多くの動作に支援を要する程度など、かなり個人差があります。

こんなことに困っています

- 車いすで移動する場合に、十分なスペースがない、少しの段差があるなどにより、移動ができないことがあります。
- 移動が困難な人は、扉の開閉、エレベーターや電車の乗り降りなどで時間がかかってしまうことがあります。また、買い物の際にいろいろな物をとったり、運んだりすることができない場合があります。
- 指・手・腕に障がいがある人は、小さな物をつかんだり、文字を書いたりといった細かい作業や、扉や蛇口の開閉など力が必要な動作が苦手です。
- 言語障がいによる発語の困難さだけでなく、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうために自分の意思を伝えることが困難な場合があります。
- 脊髄のけがなどで、体温調節が困難な人がいます。

こんな配慮をお願いします

- 適切な支援をするために、相手にどのような障がい、不自由があるかを理解し、どのような支援を必要としているのか確認しましょう。
- 車いすの人に話しかけるときは、腰をかがめて同じ目線で話すようにしましょう。
- 介助者が一緒にいる場合でも、本人の意思を確認しましょう。
- 言葉が聞き取りにくいときには、わかったふりをせずに、きちんと内容を確認しましょう。
- バリアフリー化されたトイレ、障がい者等用駐車区画など、必要な人が利用できるように配慮しましょう。

もっと詳しく!!

■ 筋ジストロフィー

筋肉が萎縮し、その機能を失っていく病気でいくつかのタイプに分けられます。幼児期に軽い運動障がいが見られるが、サポートにより、障がいのない人と同じように生活を送られる人、全身の筋肉の萎縮変性の進行により、歩行困難になり全面的な介助が必要となる人など様々です。

■ 脊髄損傷

脊髄とは、脳と体をつなぐ中枢神経のことであり、主として大きな外傷を受け、脊椎が骨折、脱臼を起こした際に脊髄が損傷します。

脊髄に損傷があると、脳からの情報が正確に伝わらなくなり、運動機能、知覚機能、自律神経の機能が損なわれます。そのため、体温調節も困難となります。

■ 脳性まひ

脳性まひは、胎児期から生後4週までの間に起こった脳の病変による運動および姿勢の異常をいいます。脳性まひはいくつかのタイプに分けられ、筋肉の拘縮などにより運動が制限される、本人の意思に反して手足が動いてしまうなどの特徴があります。

● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会
社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会
大阪府肢体不自由児者父母の会連合会
一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会

6 内部障がいについて

内部障がいは、内臓機能の障がいのため外見からはわかりにくいことが多く、主に「心臓機能」、「呼吸器機能」、「じん臓機能」、「ぼうこう・直腸機能」、「小腸機能」、「肝臓機能」、「ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能」の障がいがあります。

■ 心臓機能障がい

心筋梗塞や狭心症、不整脈などによって心臓の機能が低下した障がいで、ペースメーカーなどを使用している人もいます。

■ 呼吸器機能障がい

様々な病気により、呼吸機能が低下した障がいで、酸素ボンベを携帯している人や、人工呼吸器を使用している人もいます。

■ じん臓機能障がい

様々な病気により、じん臓の機能が低下した障がいで、体内に有害な老廃物や水分が蓄積されるため、人工透析治療を定期的にする必要があります。

■ ぼうこう・直腸機能障がい

様々な病気により、ぼうこうや直腸の機能が低下・喪失している状態で、排泄物を体外に排泄するための人工肛門や人工ぼうこうを造設している人もいます。

■ 小腸機能障がい

小腸の切除などで消化吸収ができず、食事による栄養維持が難しいため、静脈からの輸液で栄養補給を受けている人もいます。

■ 肝臓機能障がい

原因は様々ですが、毒物を解毒するなどの肝臓の機能が低下した障がいです。

■ ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）に感染することによって、免疫機能が低下し、様々な感染症が起こりやすくなったり、脳や神経の障がいを患ったりします。早期発見による適切な治療により、症状を軽くすることができます。

こんなことに困っています

- 内部障がいが全身に影響し、体力がなく疲れやすい状態にあります。
- 内部障がいのある人は体力がなく、免疫も落ちている場合も多いです。
- 身体内部の障がいのため、周りから理解されにくく、電車やバスの優先座席などで誤解されることがあります。
- 携帯電話の電波などにより、心臓ペースメーカーが誤作動を引き起こすおそれがあります。
- 呼吸器の機能が弱っている場合は、たばこの煙が苦しく感じます。
- 人工肛門・人工ぼうこうを使用している人（オストメイト）は排泄物の処理やパOUCH（尿や便をためておく袋）を洗浄できるトイレが必要です。

こんな配慮をお願いします

- 外見からはわかりにくい障がいがあることを理解しましょう。
- 携帯電話の電波などは、内部障がいのある人にとって生命に関わるものであることを知ったうえで、電車・バス内などにおける携帯電話の使用はルールを守りましょう。
- じん臓機能障がいのある人は人工透析治療のため、定期的な通院への理解と時間の配慮が必要です。
- 免疫力が低下している人が多いので、かぜや感染症をうつさないように注意しましょう。

● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会

公益社団法人 日本オストミー協会 大阪府支部

7 知的障がいについて

知的障がいは、知的な発達の遅れにより、社会生活への適応のしにくさがあります。

複雑な会話や抽象的なことを理解すること、読み書き計算、自分の考えや気持ちを表現することが苦手といった特徴がありますが、障がいの現れ方は様々で、一人で行動できる人、支援者と行動をともにしている人など、それぞれ個人差があります。

また、一つの行動に執着したり、同じ質問を繰り返したり、状況の変化に対応できずにパニック行動を起こす場合もあります。

こんなことに困っています

- 危険の認知ができずに危ない行動をしてしまう場合、うまく助けを求めることができない場合があります。
- 災害時や緊急時など、状況の変化に柔軟に対応できず、パニック行動（ひっくりかえる、泣きわめく、飛び跳ねるなど）が起きることがあります。

こんな配慮をお願いします

- 話しかけるときは、ゆっくり穏やかな口調で声をかけましょう。
- 内容を理解しているかどうかを確認しながら、その人に応じて、相手が理解しやすい方法でゆっくりと説明しましょう。
- 言葉だけでなく、絵や写真などを合わせて提示することで、うまく伝わる場合があります。
- 子ども扱いせず、その人の年齢に応じた対応をしましょう。
- 支援者が一緒にいても、必ず本人の意思を確認しましょう。

● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会

一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会

8 精神障がいについて

精神障がいは、精神疾患のために障がいが生じて、日常生活や社会生活に制限がある状態です。おもな精神疾患には、統合失調症、気分障害（うつ病、そううつ病）、薬物依存症、不安障害、てんかん、認知症などがあります。外見からはわかりにくいいため、周囲から理解されにくいことがあります。適切な医療と周囲からのサポートがあれば、安定して地域で生活をしていくことができます。

こんなことに困っています

- 病状によっては、判断や行動のコントロールが難しくなることがあります。
- ストレスに弱く精神的に疲れやすい傾向があります。また、集中力が低下したり、無気力になったりします。
- 外見からはわかりにくいいため、「やる気がない」、「怠けている」等と誤解されることもあります。そのため孤立したり、病気を隠したりすることがあります。

こんな配慮をお願いします

- 無理な励ましは、過剰なストレスになることがあります。本人の気持ちを尊重して、本人のペースに合わせた声かけが大切です。
- 服薬の中断や多くのストレスにより、病状が悪くなることもあるため、周囲のサポートが必要です。
- 病状や困りごとは人によって異なるので、一人ひとりの気持ちに寄り添うことが大切です。周囲の人が、それぞれの人の状態を理解することが、地域での生活の支えとなります。

● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

大阪府こころの健康総合センター

大阪市こころの健康センター（大阪市在住の人）

堺市こころの健康センター（堺市在住の人）

公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会

9 発達障がいについて

発達障がいには、いくつかのタイプがありますが、その特徴はかなり幅広く、人それぞれです。生れつきの脳の機能障がいによるものと考えられており、本人の怠慢やしつけの問題、育った環境が原因ではありません。外見からはわかりにくいいため、苦手なことや難しいことが理解されにくいことがあります。得意なことについては優れた力を発揮することができます。周囲が発達障がいやその人の特性を理解し、それぞれに合わせた配慮をすることで、能力をさらに発揮できたり、社会で生活しやすくしていくことができます。

発達障がいのタイプと特性

※ここでは、主に発達障害者支援法に定義されている障がい名に基づいて記載しています

■ 自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい（自閉スペクトラム症）の特性

相手の気持ちを理解したり、相手の立場に立って物事を考えたりすることが苦手など、対人関係やコミュニケーションの難しさが主な特徴です。また、同じ行動を繰り返したり、興味のあるものにこだわったり、変化に対応することの苦手さなどが見られます。

強みとして、じっくり物事に取り組んだり、一つのことを几帳面にやり遂げることができます。興味のあることを活かせば、専門的な仕事もできます。

■ 学習障がい（LD）の特性

全体的な知的発達に遅れはありませんが、読み書きや計算など、特定のことに困難があります。学習や仕事の場面で、書くことや文章を読むこと、計算などの極端な苦手さが見られます。

■ 注意欠陥多動性障がい（ADHD）の特性

注意力と集中力に欠けること、多動性（じっとしてられない）や衝動性（考えずに行動してしまう）といった特徴があります。気が散りやすく一つのことに集中して取り組むことが難しかったり、ケアレスミスや失くし物が多い、整理整頓が難しいといった苦手さが見られます。

強みとして、チャレンジ精神が旺盛で行動力があったり、アイデアが豊富だったり、いろいろな人と関わりを持つことができます。

こんなことに困っています

- あいまいな言葉の理解や、相手の意図を読み取ることが苦手です。
- 一般的な社会のルールを理解したり、顔の表情などから相手の気持ちを推測して行動することが難しい場合があります。
- 「知らないこと」「初めてのこと」や変化に対応することが苦手な人もいます。
- じっとしていることが苦手で、考える前に行動に移してしまったり、ミスを繰り返してしまったりすることがあります。
- 外見からはわかりにくいいため、周囲から「空気が読めない」、「融通がきかない」、「やる気がない」と誤解されることもあります。

こんな配慮をお願いします

- あいまいな表現を避け、何をどうしてほしいかなど、伝えたい内容を具体的に説明しましょう。
- 一度にたくさんの指示があると、すべてを理解することが難しかったり、優先順位をつけるのが難しくなったりする場合があります。ひとつひとつ順を追って伝えたり、内容をメモに書いて渡すなどの配慮があると、理解しやすくなります。
- 苦手なことに注目するだけでなく、その人の強みや興味関心を活かすことも考えながら、その人に合った方法を相談して決めていくようにしましょう。

● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか

大阪市発達障がい者支援センター エルムおおさか（大阪市在住の人）

堺市発達障害者支援センター アプリコット堺（堺市在住の人）

一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会

大阪LD親の会「おたふく会」

社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会

10 重症心身障がいについて

重症心身障がいとは、重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態のことをいいます。「重症心身障がい」という名称は、医学的診断名ではなく、児童福祉法上の措置を行うための定義(呼び方)です。

この定義に該当する児童を重症心身障がい児といい、成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児(者)といいます。

重症心身障がい児(者)は、呼吸、体温維持、摂食などの身体の基本的な機能の維持やコミュニケーション能力に障がいを有する場合があります。

また、基本的に障がいの発症時は小児であり、体の機能は発達する一方、早期に機能が低下する可能性もあり、また合併症を起こすこともあります。合併症は時には重症化するなど、命にかかわる状態となることもあります。

なお、合併症の組み合わせや、運動障がい・知的障がいの程度、医療的ケアの種類(*1)・難易度には幅があり、個人差があります。

重症心身障がいの特性

姿勢	座位を保てず自力では起き上がれない状態が多い。
移動	自力では困難、座位での移動、車いすなど。
排泄	全介助(知らせることができない・始末不可)など。
食事	自力ではできない(スプーンで介助)。誤嚥(食物が気管に入ってしまうこと)を起こしやすい。食形態=きざみ食、流動食の人もある。
変形・拘縮	手、足が変形または拘縮、側わんや胸郭の変形を伴う人が多い。
筋緊張	極度に筋肉が緊張し、思うように手足を動かすことができない人が多い。
コミュニケーション	言語による理解・意思伝達が困難。表現力が弱い人が多い。
健康	肺炎・気管支炎を起こしやすく、てんかん発作を起こす人も多いため、いつも健康が脅かされている。また、たんの吸引が必要な人も多い。

こんなことに困っています

- 意思は口の動きや目の動きで表現できる人もいますが、常時介護している人でないと理解しにくいです。
- 免疫力が低下している人が多いので、かぜや感染症でも体調を崩してしまいます。
- 体温調整が困難な人が多く、細やかな衣服の調整が必要です。

こんな配慮をお願いします

- 疾患・障がいの程度には個人差があります。
- 支援者が一緒にいても、必ず本人の意思を確認し、本人の主体性を支援しましょう。
- コミュニケーション方法は人によって異なるため、言葉だけでなく絵や写真などを合せて提示するなど、様々な方法を試して、その人にあった方法を見つけましょう。

もっと詳しく!!

■ 超重症児（者）

常に医学的管理下に置かなければ、栄養摂取や呼吸も困難な状態になり、経管栄養や気管切開、人工呼吸器を使用して在宅や施設等で生活しています。

呼吸管理	レスピレーター(人工呼吸器) 装着、気管内挿管(気管に酸素を送る管を入れる)、気管切開(カニューレ設置)などの呼吸管理を要する。
栄養摂取	中心静脈栄養(口から栄養摂取できない場合に、静脈などから点滴投与する)、経管・経口による栄養補給を要する。

※超重症児者判定スコアで、25以上を超重症児者、10～24を準超重症児者とされている。

● (*1) 医療的ケア児とは

人工呼吸器を装着している障がい児や、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児をいいます。

～「医療的ケア」とは～

法律上に定義されている概念ではありませんが、一般的に在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為(*2)を指します。

(*2)医行為：医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。実地研修の修了した介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に特定の行為(①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養)を実施することができます。

● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

大阪府重症心身障害児・者を支える会

(全国重症心身障害児(者)を守る会 大阪支部)

大阪府肢体不自由児者父母の会連合会

11 高次脳機能障がいについて

けがや病気により脳に損傷を受けたことが原因で生じる認知面の障がいのことをいいます。新しい情報を覚えたり、物や人に集中したり、物事を計画的にすすめたり、感情をコントロールし、相手の気持ちを理解することなどが難しくなるといった症状があります。

外見からはわかりにくい障がいであるため、周囲の人が理解しにくく、本人の性格であると誤解されることも多いです。

こんなことに困っています

- 約束や予定を忘れて、何度も同じことを聞いたりしてしまいます。
- 気が散りやすく、集中力を持続させることが苦手です。同じミスを繰り返してしまうことがあります。
- 考える前に行動してしまったり、言われないと行動できなかつたりします。
- 感情や行動を自分でコントロールするのが難しくなります。

こんな配慮をお願いします

- 大事なことは「ゆっくり、わかりやすく、具体的に」伝え、一つずつお願いしたり、忘れないようにメモにして渡したり、工夫をしましょう。
- 職場では、本人の状態に合わせて仕事の内容や量を調整し、また、「日課をシンプルにする」など、行動を習慣化することでできることも増えるため、周囲の人の支援により環境調整などをすることが大切です。

● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

大阪府障がい者自立相談支援センター（大阪府高次脳機能障がい相談支援センター）
堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター（堺市在住の人）

12 失語症について

失語症は、脳血管障がいなどによって大脳の言語中枢が損傷を受けたことで、一度獲得された言語機能が障がいされた状態をいいます。

「話す」ことが難しいだけでなく、「人の話を聞いて理解する」ことや、「読む」こと、「書く」ことなど、言葉にかかわるすべての機能が障がいされ、周囲の人とコミュニケーションを取ることが困難です。一方、「物事を考える」機能は保たれますが、自分の考えを「言葉」にできず、能力があってもそれを人に伝えることができません。

こんなことに困っています

- 外見からはわかりにくいので、周囲から誤解を受けることがあります。
- 一人ひとり症状や状態は大きく違い、「何に困っているか、どうしてほしいか」を表すこと自体も難しい場合があります。
- 普通の速さの話し方でも速くて聞き取れないことがあります。
- 騒音の多い人ごみの中では、話を聞き取り理解することが難しいことがあります。

こんな配慮をお願いします

- 短い言葉でゆっくり話す、「はい、いいえ」で答えられる質問をする、要点を漢字で書くなど、コミュニケーションの工夫をしましょう。
- 先回りしないで本人のテンポに合わせて返事をゆっくり待ちましょう。
- 会話に集中できる環境を作りましょう。
- その人の年齢に応じた対応をしましょう。

● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

一般社団法人 大阪府言語聴覚士会

13 てんかんについて

脳の神経の一部が活発に活動しすぎるために、発作が繰り返し起きる病気です。身体の一部あるいは全身がけいれんしたり、意識だけが失われたり、発作の症状は様々です。

てんかんは、約100人に一人の割合で生じると言われており、日本には約100万人いると推計されています。

適切な治療・服薬により発作の多くはコントロールすることができ、安定した社会生活を送ることができます。

こんなことに困っています

- 正しい情報が知られていないため、「差別」や「誤解」、「偏見」が問題になりやすい病気です。
- 疲れや寝不足などが続くと、発作が起きやすくなります。

こんな配慮をお願いします

- てんかん発作の多くは、適切な治療や服薬によりコントロールすることができ、安定した社会生活を送ることが可能です。周囲の人は、適切な治療や服薬により発作をコントロールできることや、そのための通院の必要性について理解しましょう。
- てんかん発作が起きたら、周囲の人はあわてずに見守りましょう。発作が起きている間は無理に動かさず、発作の様子・時間などを確認しましょう。決して、けいれんを止めようと体を押さえないでください。

● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

公益社団法人 日本てんかん協会 大阪府支部

14 難病について

難病とは、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少ない疾病で、経過が慢性にわたる疾病です。

平成25年4月の障害者総合支援法施行により、障がい福祉サービス等の対象となりました。また、平成26年5月の難病法の成立に伴い、対象疾病が拡大し、令和元年7月以降は361疾病が対象となっています。

難病の人は、その人の症状に合わせた配慮があれば、病気がない人と同じように仕事や社会生活を営むことができます。

こんなことに困っています

- 外見からは障がいや疾病があることがわからないため、周囲から理解されにくく、誤解されることが多くあります。
- 外見からはわからない症状等（痛みやしびれ、食事の制限、疲れやすさなど）がある人もいます。

こんな配慮をお願いします

- 難病の人は、継続的な通院や服薬、自己管理により一定『安定』した症状を保つこともできます。周囲の通院・休息等に対する理解が必要です。
- 個々の疾病により、疾病の特色や注意する点が異なるため、本人の状態を正しく理解したうえで、その人に合わせた配慮が必要です。

もっと詳しく!!

難病情報センターのホームページで各疾病の詳細を確認できます。

- 難病情報センター <https://www.nanbyou.or.jp/>

● 詳しくは・・・

※連絡先は p 27～ 関係機関・団体をご覧ください。

特定非営利活動法人 大阪難病連

障害者差別解消法・大阪府障がい者差別解消条例・ 大阪府障がい者差別解消ガイドライン

障害者差別解消法（平成28年4月施行）

大阪府障がい者差別解消条例（令和3年4月改正）

- 障がいを理由とする差別をなくし、共生社会を実現することを目的としています。
- 障がいを理由とする差別には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供（合理的配慮をしないこと）」があります。
- 障がいを理由として、正当な理由もなく、サービスの提供をしないことなどは「不当な差別的取扱い」になります。
- 障がいのある人に合った必要な工夫などをすることが「合理的配慮」です。重い負担がないにもかかわらず、「合理的配慮をしないこと」は差別になります。

	法 律		条 例
	行政機関等	事業者	行政機関等／事業者
不当な差別的取扱い	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)
合理的配慮の提供	法的義務 (しなければなりません)	努力義務 (行うよう努めなければなりません)	法的義務 (しなければなりません)

大阪府障がい者差別解消ガイドライン（令和3年3月改訂）

- 障がいを理由とする差別について、府民の皆様の関心と理解を深めるために作成しています。
- 何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等を記載しています。
- より具体的なイメージで理解してもらえるよう、具体的な事例等は、府民生活に深くかかわる6つの分野（商品・サービス、福祉サービス、公共交通機関、住宅、教育、医療）ごとに記載しています。

もっと詳しく!!

ガイドラインは大阪府ホームページからダウンロードできます。

■大阪府ホームページ「障がいを理由とする差別の解消に向けて」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>

関係機関・団体

名称	所在地・電話・FAX・ホームページ (URL)
一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会	〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 視覚障がい者支援センター 電話：06-6748-0615 FAX：06-6748-0616 URL：http://www.fushikyo.or.jp/
公益社団法人 大阪聴力障害者協会	〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 電話：06-6748-0380 FAX：06-6748-0383 URL：http://www.daicyokyo.jp/
特定非営利活動法人 大阪府中途失聴・難聴者協会	〒562-0023 箕面市粟生間谷西2-2-6 FAX：072-729-3420 URL：http://osakafunancho.com/
公益財団法人 阪喉会	〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-22-38 三洋ビル203 電話：06-6444-1321 FAX：06-6444-1432 URL：http://www.hankoukai.jp/TOP.html
NPO法人 大阪盲ろう者友の会	〒552-0016 大阪市港区三先2-13-24 電話：06-6576-1200 FAX：06-6576-1201 URL：http://oosakadb.la.coocan.jp/
NPO法人 ヘレンケラー自立支援センター すまいる	〒543-0028 大阪市天王寺区小橋町2-12 上本町NEXTAGE 6・7階 電話：06-6776-2000 FAX：06-6776-2012 URL：http://db-smile.jp/
一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会	〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3階（相談連携室A） 電話：06-6748-0312 FAX：06-6748-0316 URL：http://fushinkyo.or.jp/
社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会	〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂内 電話：06-6940-4181 FAX：06-6943-4661 URL：http://www.daishikyo.or.jp/
大阪府肢体不自由児者父母の会連合会	〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂5階 大阪府肢体不自由者協会内 電話：06-6940-4181 FAX：06-6943-4661 URL：http://daishiren.mond.jp/
一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会	〒530-0015 大阪市北区中崎西2-3-36 猿木唯資税理士事務所内 電話：06-6371-3831 FAX：06-6371-4854 URL：http://sekison-osaka.sakura.ne.jp/
公益社団法人 日本オストミー協会 大阪府支部	〒542-0066 大阪市中央区瓦屋町2-14-1 電話：080-9470-8690 FAX：06-6763-1260 URL：http://www.ostomy.jp/kansai/
社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会	〒574-0036 大東市末広町15-6 電話：072-869-6555 FAX：072-889-2365 URL：http://www.osaka-ikuseikai.or.jp/
一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会	〒532-0023 大阪市淀川区十三東2-5-15 マンションアーリーアーク405号室 電話：06-4862-4144 FAX：06-4862-4158 URL：http://autism-osaka.org/
公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会	〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂内 A棟4階 電話：06-6941-5797 FAX：06-6945-6135 URL：http://daikaren.org/
大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか	〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 谷四ばんらいビル10階A 電話：06-6966-1313 FAX：06-6966-1531 URL：http://www.suginokokai.com/facilities/act.html

名称	所在地・電話・FAX・ホームページ (URL)
大阪市発達障がい者支援センター エルムおおさか (大阪市在住の人)	〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 2階 電話：06-6797-6931 FAX：06-6797-6934 URL：https://www.elmosaka.org/
堺市発達障害者支援センター アブリコット堺 (堺市在住の人)	〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 堺市立健康福祉プラザ内3階 電話：072-275-8506 URL：http://www.hannan.or.jp/apricotsakai/
大阪LD親の会「おたふく会」	お問い合わせは、下記ホームページのお問い合わせフォームをご参照ください。 URL：http://www.otahuku.net/
大阪府重症心身障害児・者を支える会 (全国重症心身障害児(者)を守る会 大阪支部)	〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町5-15-28 育徳コミュニティーセンター 2階 電話：06-6624-2555 FAX：06-6624-2556 URL：http://www.sasaeru.or.jp/
大阪府障がい者自立相談支援センター (大阪府高次脳機能障がい相談支援センター)	〒558-0001 大阪市住吉区大領3-2-36 電話：06-6692-5262 FAX：06-6692-5340 URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kojinou/index.html
堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター (堺市在住の人)	〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3番1号堺市立健康福祉プラザ4階 電話：072-275-5019 FAX：072-243-0202 URL：http://www.sakai-kfp.info/html/rehabili.cgi
一般社団法人 大阪府言語聴覚士会	〒543-0045 大阪市天王寺区寺田町2丁目5-6 サンプラザ寺田町駅前ビル 701B MAIL：oosakastjimu@yahoo.co.jp URL：http://st-osaka.org/
公益社団法人 日本てんかん協会 大阪府支部	〒541-0046 大阪市中央区平野町1-7-1 堺筋高橋ビル5階 B-503 電話：06-6205-0177 FAX：06-6205-0177 URL：http://jeaosaka.jimdo.com/
特定非営利活動法人 大阪難病連	〒558-0056 大阪市住吉区万代東3丁目1-46 大阪府こころの健康総合センター 3階 電話：06-6926-4553 FAX：06-6926-4554 URL：http://www.osaka-nanren.info/

相談機関

名称	所在地・電話・FAX・ホームページ（URL）
大阪府障がい者自立相談支援センター	<p>大阪府内（大阪市・堺市を除く）にお住いの、18歳以上の身体障がい・知的障がいのある方への相談・援助について、市町村等からの依頼に基づき、技術的な援助や助言、情報提供などを行っています。</p> <p>また、高次脳機能障がいについての相談にも応じています。</p> <p>あわせて、障がいのある方の地域生活の支援と、地域での相談支援に携わる方の人材育成に関する研修及び身体障がい者手帳・療育手帳の発行事務を行っています。</p> <p>〒558-0001 大阪市住吉区大領3-2-36 電話：06-6692-5261（地域支援課） 06-6692-5262（身体障がい者支援課） 06-6692-5263（知的障がい者支援課） 06-6692-5264（手帳発行関係） FAX：06-6692-3981・06-6692-5340 URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/shokai.html</p>
大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター	<p>大阪市内にお住いの18歳以上の身体障がい・知的障がいのある方への相談・援助について、各区保健福祉センターからの依頼に基づき、技術的な助言、情報提供などを行っています。</p> <p>あわせて、地域リハビリテーションの推進及び身体障がい者手帳・療育手帳の発行に必要な医学的・心理学的判定を行うとともに補装具判定、障がい者健診などを行っています。</p> <p>〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55 電話：06-6797-6501（管理課） 06-6797-6561（相談課（身体障がい担当）） 06-6797-6562（相談課（知的障がい担当）） 06-6797-6567（診療所） FAX：06-6797-8222 URL：https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007752.html</p>
堺市障害者更生相談所	<p>堺市内にお住いの身体障害や知的障害のある18歳以上の方について、区役所からの依頼を受けて、補装具や療育手帳の判定のほか、専門的な相談を行っています。</p> <p>〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1 健康福祉プラザ3階 電話：072-245-9195 FAX：072-244-3300 URL：https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/soudan/etc/koseisodanjo/</p>
大阪府こころの健康総合センター	<p>大阪府内（大阪市・堺市を除く）にお住いの方の、こころの健康相談に応じるとともに、専門相談として依存症・自死遺族相談にも応じています。</p> <p>〒558-0056 大阪市住吉区万代東3-1-46 電話：06-6607-8814（こころの相談電話） 06-6691-2818（専門相談） FAX：06-6691-2814 URL：http://kokoro-osaka.jp/（こころのオアシス）</p>
大阪市こころの健康センター	<p>大阪市民のためのこころの健康相談に応じるとともに、「ひきこもり相談」「こころの悩み電話相談」「特定相談」などを実施しています。</p> <p>〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21（都島センタービル3階） 電話：06-6922-8520 FAX：06-6922-8526 URL：https://www.city.osaka.lg.jp/kurashi/category/3020-1-6-0-0-0-0-0-0-0.html</p>
堺市こころの健康センター	<p>堺市にお住まいの方を対象に、「ひきこもり相談」「依存症（薬物・ギャンブル等）相談」「自死遺族相談」などの専門相談を行っています。また「こころの電話相談」を設置しています。</p> <p>〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 健康福祉プラザ3階 電話：072-245-9192 072-243-5500（こころの電話相談） FAX：072-241-0005 URL：https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/hokencenter/kenkocenter/index.html</p>
保健所	<p>在宅難病患者への訪問指導等の個別援助に関することや、精神障がい者及び家族のこころの健康等について保健所で相談が可能です。詳しくは下記ホームページ（大阪府保健所情報）をご参照ください。</p> <p>URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/hokensyo/index.html （大阪府内保健所所在地及び連絡先） URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/hokensyo/syozaichi.html</p>
大阪府子ども家庭センター 大阪市こども相談センター 堺市子ども相談所	<p>障がい児についての専門的、総合的な相談や判定、施設利用の手続きについては、下記ホームページをご参照ください。</p> <p>URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/denwa/index.html</p>

12月3日～9日は「障がい者週間」です。

「障がい者週間」とは

「障がい者週間」とは、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、国民の間に地域社会での共生や差別の禁止などに関する理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的として、障害者基本法に定められています。